

コスモスひろば

Q 事業に失敗した次男がいるのですが、先日亡くなった夫の相続で考慮しておくことがありますか？

A もし、次男さんに借金等の債務がある場合、今回の民法改正で、注意が必要になりました。

次男の借金についてご心配されているのですね。説明上相続人の奥様を A さん、長男を B さん、次男を C さんとします。法定相続分は、奥様が2分の1、お子様は各4分の1になります。

仮に、相続財産のほとんどが自宅不動産だとします。次男 C さんが多額の借金を負って、返済に迫られ、自宅不動産の自らの法定相続分（この場合は相続財産の4分の1）を先に自分名義に変更登記して、その登記した自分の持ち分を善意（＝法律用語で、事情を知らないこと）の第三者 E さんに売却してしまっただけです。

この場合、今回の民法改正によって、善意の第三者 E さんに対して「返してください」と主張できなくなりました。

また、次男 C さんに債権者 F さんがいる場合、遺言の内容や執行者の有無に関わらず、権利が行使できる旨が規定されました。次男 C さんの債権者 F さんは、「善意」「悪意（＝事情を知っていた）」を問わず、相続人が遺言に基づく相続登記をする前に、債務者（次男 C さん）の相続人の法定相続分を登記すれば有効とされます。

つまり、債権者 F さんがご主人の死亡を知って債権者代位（＝債務者 C さんの権利を代わりに F さんが行使する）によって、先に債務者 C さん分の不動産登記をし、仮差押えや差押えを行うと、相続人 A さん、B さんはもう返してもらうことができなくなってしまいます。権利を取得した第三者 F さん

から、相続人が高値でも買い戻さなければならぬとしたら、こんな悲しい相続はありません。

唯一の対抗策は、借金を負っている C さんの相続放棄です。相続放棄をするとはじめから相続人とみなされませんし、代襲相続もありません。しかし、借金のある C さんが現実的に相続放棄をすることは困難だと思います。

これからは、相続の開始と同時に、いち早く遺言に基づく相続登記を行うことが重要です。場合によっては配偶者居住権等を検討するなど、対策も考えておいたほうが良いでしょう。

（行政書士 高田哲朗）

毎月、新松戸 4 丁目にて 11 時～15 時迄、**無料相談会**を開催しています。ご予約できますので、下記行政書士事務所にお電話の上、お越しください！

ご相談、ご質問、お気軽にお近くの行政書士事務所へお電話ください。



流山市南流山

行政書士 飯田法務経営事務所

いいだ とし はる
行政書士 **飯田 利治**

〒270-0163
流山市南流山 1-19-7
グランド・ルーシス 207
電話：050-3748-0163
FAX：04-7168-0245



松戸市大谷口

行政書士半田事務所

はんだ なおこ
行政書士 **半田 直子**

〒270-0005
松戸市大谷口 265-1-409
電話：047-705-9088
FAX：047-705-9088



松戸市馬橋

たかた行政書士事務所

たかた てつろう
行政書士 **高田 哲朗**

〒271-0051
松戸市馬橋 2422-1
ジュンパレス 305
電話：050-3743-5844
FAX：050-3457-7090



Q 相続放棄をしようと考えていますが 相続税は発生しないんですよね？

A 亡くなった方から生命保険を受け取る場合、
受け取り額によっては相続税が発生します。



相続放棄を考えているのですね。

民法（相続法）では、法定相続人が相続放棄をすると、始めから相続人ではなくなりますので、相続財産を引継ぐことはありません。

しかし、税法（相続税法）は、別の法律になりますので相続放棄をしたからといって、相続税を負担しなくても良いことにはなりません。

その代表的な例として、相続放棄をして、契約者が被相続人、受取人が自分になっている生命保険の保険金だけを受け取りたいという場合を考えます。

まず、法律は生命保険金を遺族の生活を守る大切なお金と考えています。その為、保険金を相続財産には含めず、

受取人固有の財産にしています。

また、生命保険金には、相続財産の非課税枠（3000万円+600万円×法定相続人の数）とは別に生命保険の非課税枠（500万円×法定相続人の数）も設けています。

しかし、相続放棄をしてしまうと、この生命保険の非課税枠が使えなくなってしまうことに注意が必要です。

少し極端ではありますが、相続財産が1円、相続人が1人で生命保険金5000万円を受取る場合、且つ相続放棄有無の条件で相続税の計算をしますと（単位：万円 相続税の速算表使用 相続財産1円は計算に含めません。）

① 相続放棄有、生命保険非課税枠無

5000—(3000+600)=1400

1400×15%—50=160万円(相続税)

② 相続放棄無、生命保険非課税枠有
5000—(3000+600)—(500)=900
900×10%=90万円(相続税)

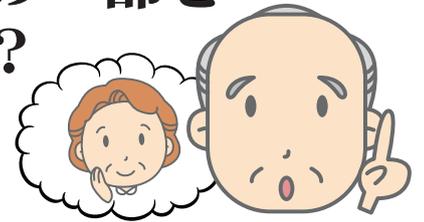
このように相続放棄をしても、生命保険金は相続税の計算対象財産に含まれますし、一定額以上の保険金は相続税を負担することにもなります。また条件次第では相続放棄しないほうが良い場合さえあります。

皆さんでは判断が難しいと思いますので早めに専門家への相談をお勧めします。

(行政書士兼FP 飯田利治)

Q 母の面倒を見てくれた妹に財産の一部を 渡したいのですが確実な方法は？

A 遺贈になるので、遺言執行のための
遺言書の工夫が必要です。



今回は、相談者のお母様の面倒を家で見ている妹に自分の財産の一部をお渡ししたいということですね。

相談者に配偶者や子供などがある、また両親が生きている場合は、妹は法定相続人にはなりませんので、財産を遺すにはその旨を遺言書に記載しておく必要があります。

遺言者（相談者）が死亡した場合、遺産を特定の者（法定相続人ではない妹）に対し、一方的に贈与することを『遺贈』といいます。『遺贈』により、法定相続人以外で遺言者の指定した人に遺産を遺すことができます。

遺贈には総財産の〇〇%を遺贈するという『包括遺贈』と総財産の〇〇を

指定して遺贈するという『特定遺贈』二つの方式がありますが、「妹に〇〇を遺贈する。」等、遺産そのものを指定して遺贈する『特定遺贈』の方式がお勧めです。受遺者（妹）は他の相続人との遺産分割協議が不要になりますし、マイナスの財産を指定されていない限り、債務を負うこともなくなります。

但し、受遺者や相続人がマイナスの財産を相続しない為に、プラスの財産のみを遺贈して、マイナスの財産のみを相続放棄させることはできません。

ただ、遺言するときは、相続人の遺留分を侵害しないよう配慮すべきと考えます。また、遺言には法的効果は生

じませんが、『付言事項』を加えることによって、遺言者の想いや希望を伝えることができます。

自分たちの財産の取分が減ってしまう自分のご家族へ記載した遺贈を考えた納得できるような理由や経緯、また妹・家族への感謝の気持ち等を添えるといでしょう。

相談者の相続発生時、すでに受遺者である妹が亡くなっていることも考えられます。さらに妹の子への相続を希望する場合は、『予備的遺言（受遺者が死亡するなどの事態に備えて、遺言書の中に、さらに次の受遺者を指定しておく方法）』をする必要があります。

(行政書士 半田 直子)